

# 平成28年度第2回 岡山県消費生活懇談会 次第

日 時：平成29年2月13日（月）  
10：00～12：00  
場 所：メルパルク岡山  
3階「光琳」の間

## 1 開 会

## 2 議 題

### 〔報告事項〕

- (1) 学校と連携した消費者教育の推進について  
(岡山県消費生活センター・岡山県くらし安全安心課)
- (2) 特殊詐欺被害防止対策について  
(岡山県警察本部生活安全企画課)
- (3) 悪質商法対策について  
(岡山県くらし安全安心課)

## 3 閉 会

## 平成28年度第2回 岡山県消費生活懇談会 出席者名簿

## 1 岡山県消費生活懇談会委員

(アイエオ順・敬称略)

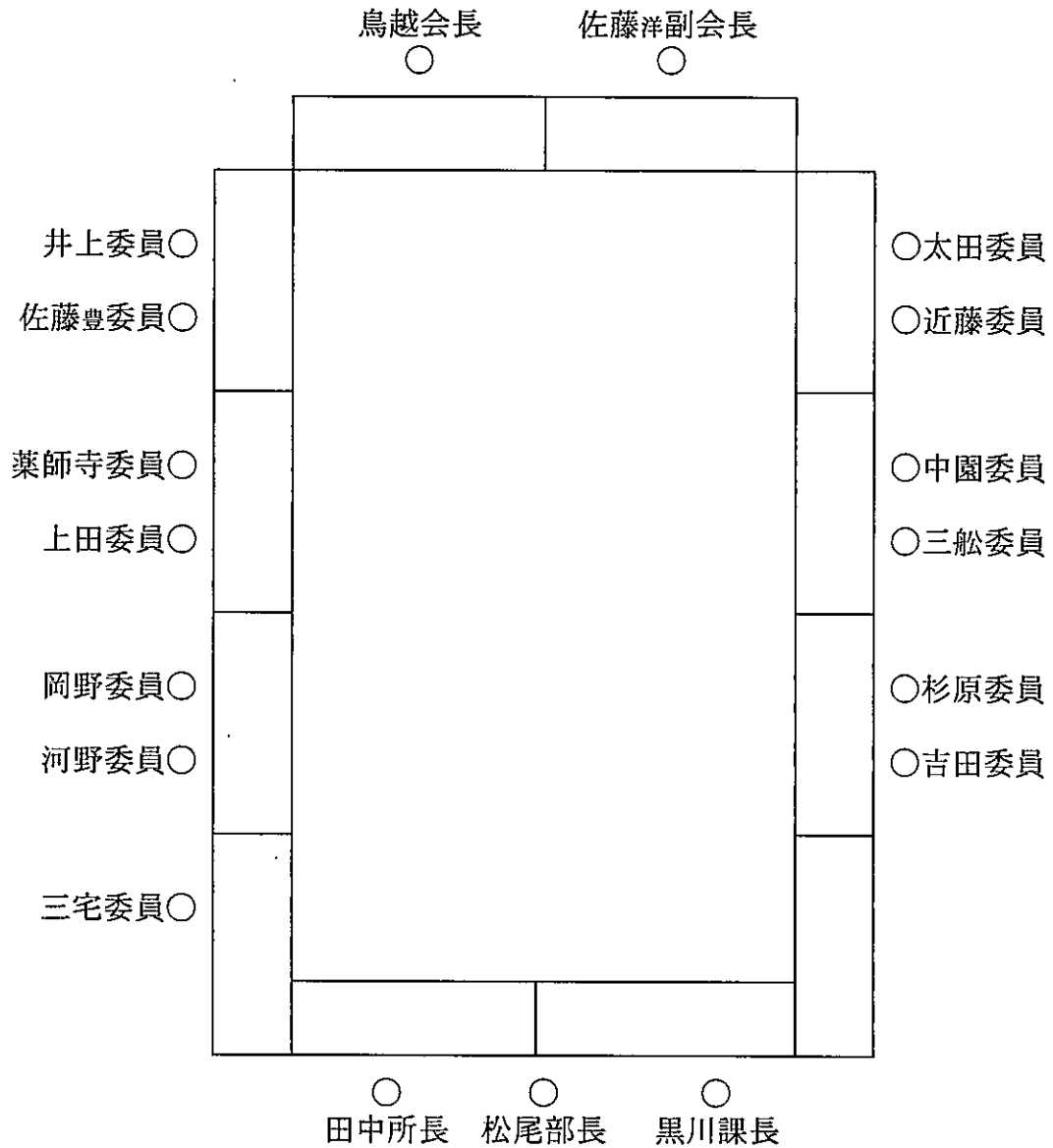
区分	氏名	所属団体・役職等	備考
消費者	太田直代	特定非営利活動法人津山市消費生活モニター連絡会 理事	
	近藤清志	岡山県生活協同組合連合会 会長理事	
	中園麻由美	岡山県青年団協議会 常任理事	
	三船徹二	岡山県自治会連合会 副会長	
	森渕玲子	岡山県消費生活問題研究協議会 会長	欠席
生産・流通関係者	大野博巳	岡山市中央卸売市場等運営協議会 会長	欠席
	杉原真弓	JA岡山県女性組織協議会 副会長	
	富永時江	岡山県商工会女性部連合会 副会長	欠席
	野口重明	岡山流通情報懇話会 会長	欠席
	吉田公子	岡山商工会議所女性会 理事	
学識経験者	井上建吾	株式会社山陽新聞社 編集委員	
	佐藤豊信	岡山商科大学経済学部 教授	
	佐藤洋子	岡山弁護士会 弁護士 [懇談会副会長]	
	鳥越良光	岡山商科大学 名誉教授 [懇談会会長]	
	福地慶太	日本銀行岡山支店 岡山支店長	欠席
	薬師寺明子	美作大学生活科学部 准教授	
教育関係者	上田康信	岡山県高等学校長協会 家庭部会長	
	岡野展子	岡山県国公立幼稚園・こども園長会 副会長	
	河野弘道	岡山県中学校長会 副会長	
	三宅千加子	岡山県小学校長会 岡山県小学校教育研究会家庭科部会長	

(委員20名中 15名出席)

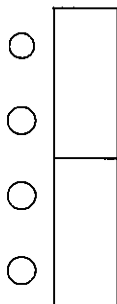
## 2 事務局等

氏名	所属・役職
松尾茂樹	岡山県県民生活部長
黒川了威	岡山県県民生活部 暮らし安全安心課長
竹井範昭	岡山県県民生活部 暮らし安全安心課総括参事(消費生活班長)
田中照之	岡山県消費生活センター 所長
矢吹香月	岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター
難波竜輝	岡山県警察本部 生活安全部生活安全企画課 犯罪抑止対策官

### 平成28年度第2回 岡山県消費生活懇談会 配席



(傍聴席)



○ 矢吹      ○ 難波      ○ 竹井  
コーディネーター      対策官      総括参事

入口

# 岡山県消費生活懇談会規則

〔 昭和 4 1 年 6 月 1 日  
岡山県規則第 4 4 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡山県附属機関条例(昭和 2 7 年岡山県条例第 9 2 号)第 4 条の規定により、岡山県消費生活懇談会(以下「懇談会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活行政に関する重要事項について調査審議し、消費者苦情に係るあつせん又は調停を行い、及び消費者苦情に係る訴訟に対する援助について知事に意見を具申する。

2 懇談会は、前項に規定する重要事項について、知事に意見を具申することができる。

(組織)

第 3 条 懇談会は、委員 2 4 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 消費者 6 名以内
- 二 生産及び流通関係者 6 名以内
- 三 学識経験者 6 名以内
- 四 教育関係者 6 名以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が委嘱されるまでは、その職務を行うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に、会長及び副会長 1 名を置き、学識経験者のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 会長が前項の規定により会議を招集しようとするときは、招集日の 5 日前までに日時、場所、議題その他必要な事項を全委員に通知しなければならない。ただし、会長が急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、第 3 条各号に掲げる委員のおおの半数以上が出席しなければ議決することができない。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 懇談会に苦情処理部会を置き、必要に応じてその他の部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 懇談会は、その定めるところにより、部会の決議をもって懇談会の決議とすることができる。

7 前条(第 4 項を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 2 項中「会長」とあるのは「部会長」と、同項中「全委員」とあるのは「部会に属するすべての委員」と、同条第 3 項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第 5 項中「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(苦情処理部会)

第8条 苦情処理部会は、次の事項を所管する。

- 一 岡山県消費生活条例(平成17年岡山県条例第14号)第30条の規定による消費者苦情に係るあつせん又は調停に関する事項
- 二 岡山県消費生活条例第31条の規定による訴訟の援助に係る意見の具申に関する事項
- 三 その他県が実施する消費者苦情の処理に係る意見の具申に関する事項

2 苦情処理部会は、委員5名以内で組織する。

(委員以外の者の意見の陳述)

第9条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を懇談会又は部会の会議に出席させ意見を述べ、又は説明させることができる。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、県民生活部くらし安全安心課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和49年規則第18号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和50年規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和56年規則第30号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成6年規則第15号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附則(平成8年規則第31号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成10年規則第27号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成17年規則第51号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成20年規則第14号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成22年規則第27号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成25年規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第3条第4号の規定により新たに委嘱される岡山県消費生活懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。